

令和3年

12月14日(火)

会場：ノホテル沖縄那覇  
(旧：都ホテル)



# 2022年1月 電子帳簿保存法改正セミナー ～改正のポイントと注意点！中小企業が備えることは？～

来年、令和4年1月より電子帳簿保存法が大きく改正されます！この改正により、①国税関係帳簿書類のデータ保存要件緩和、同時に②電子取引で生じる国税関係書類の保存が義務化がされます。

コロナ禍の状況下、テレワーク中の取引先から請求書などの書類がデータで送られる、またはネット購入の場合、請求書等はインターネットからダウンロードする方法が増えてきています。今までは印刷して書面で処理していたが、今回の改正によってその運用ができなくなります。

今回のセミナーでは、その法改正の概要の説明、法改正により次年度に備えて対応するために、中小企業が最低限すべき要点について説明いたします。

開催日時 **令和3年12月14日(火)**  
午後2:00～4:00

開催場所 **ノホテル沖縄那覇 B1階ルシエル**  
那覇市松川40番地  
電話：098-887-1111

参加方法 下記の①、②のいずれかで参加頂けます。  
(お申込み必須となります)

- ①オンライン(Zoom)参加
- ②会場への参加 (定員30名)

申込期限 **12月10日(金) 17時まで**  
※ 受講料は無料

内容

- ・電子帳簿保存法改正で受ける影響とは？
- ・電子取引ってどこからどこまでが対象？
- ・電子データの扱いはどうすればいいか？
- ・システム導入が必ず必要なのか？

講師： **税理士 平良 豊 氏**  
(とよみ税理士法人 代表)



とよみ税理士法人  
<本店>  
豊見城市上田546-12(101)  
<https://taira-tax-office.tcnf.com>

## プロフィール

平成24年6月 税理士登録  
平成24年6月 平良豊税理士事務所開業  
平成24年7月 T K C 全国会入会  
平成29年10月 とよみ税理士法人設立

よろず支援拠点、沖縄産業振興公社などの支援機関でアドバイザーとして、税務相談や事業承継計画等、税理士として支援実績多数行っている。

組合名・会社名	電話番号：
	FAX番号：
参加者(役職・氏名)	
参加者 メールアドレス	※オンライン(Zoom)で参加する場合はご記入下さい。
参加方法 ※○をして下さい。	①オンライン(Zoom)参加 ・ ②会場への参加

## 参加お申込

下記の(1)～(2)の  
いずれかでお申し込みください  
(1) 二次元コード(QRコード)  
(2) 上記記載しFAX



なお、開催場所の参加は定員に達した場合、  
締め切らせて頂く場合がございます。

お問い合わせ先はこちら

## 沖縄県商店街振興組合連合会

(沖縄県中小企業団体中央会内)

TEL：(098)860-2525

FAX：(098)862-2526

ホームページからもお申し込みいただけます！

<https://www.ocnet.or.jp/>